

令和7年5月8日

学校法人谷内学園

理事長 谷内 眞佐子 殿

学校法人谷内学園

監事 菊 池



監事 中 村 一 成



監 査 報 告 書

学校法人谷内学園の監事として同学園寄付行為第33条の規定により令和7年4月30日に理事長から提出された、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の事業年度における計算書類、貸借対照表、資金収支計算書および事業活動収支計算書、付属明細書また収益事業に係る貸借対照表、損益計算書を含め法人の業務および財産状況について監査しました。その結果、何れも私立学校法第37条第4項に基づいて準拠し法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はなく、適正かつ正確に示しているものと確認をいたしました。

以 上